

災害時 PPP の取り組み —BCP 事業継承計画—

国では大災害に対応するための有事法制、緊急事態対応法制を具体的に整えると同時に、地方自治体が災害時でも事業継続のリスクをマネジメントできる手法の確立が必要となる。その手段のひとつが BCP (Business Continuity Plan) である。BCP は、災害時等において住民の安全を確保しつつ、主要な事業を継続し早期に組織的に復旧させるためのマネジメント手法である。災害時に中断した重要事業の継続を追求する計画であり、例えば、建物等社会インフラの耐震性を高めハード面での被害を抑えるだけに止まらず、建物等社会インフラが被害を受けることを前提として、そこから提供される事業を如何に途切れなく提供するかを計画として策定し、実施体制を常に整備しておくことを意味する。目的は、地方自治体の事業の中断による災害被災の影響の拡大を防ぐとともに、被災の少ない地域の経済活動や住民生活に大きな影響を与えることを抑制し、結果的に日本全体の被害の拡大を軽減させることにある。

BCP と類似したものとして災害対策基本法が定める防災計画がある。防災計画は、その目的が「人命安全と建物等の資産の保全」に置かれ、物的・人的な損害を如何に少なくするかが中心となるのに対し、BCP は緊急事態時に必要最低限の事業を提供し続けるためソフト面を含めたより広い範囲を検討対象としている。そこでは、民間企業や住民との PPP も重要な柱となる。BCP の取組み基本手順は、以下の通りとなる。

第1は、被災後の継続すべき重要事業の絞込みである。ここでは、BCP の基本フレームを明確にして地方自治体や地域で共有することを意味する。同時に、災害初期段階での復旧目標の考え方を明確化することが重要となる。

第2は、継続すべき重要事業の復旧必要時間を設定し、第1段階で明確にした復旧目標の考え方に基づいた具体的な復旧のための目標を決定する。

第3は、復旧について支障となる事項の抽出とその事項を支えている人的、物的、情報等のリソースを洗い出す。同時に、復旧について支障となる事項を放置した場合の被害について想定する。

第4は、支障となると予想される事項に対して災害時のダメージを抑制するための事前対策を明確にし、その上で BCP の基本方針を再検証して対策の具体的検討を行う。

第5は、以上について、地方自治体の組織と住民の情報共有を行い、常に最新の対応を確保すべく定期的な更新・見直しを継続する。

災害時に最低限維持すべき地方自治体の事業を策定するためには、第3の被害想定が極めて重要となる。地方自治体の事業が継続できない場合、住民や地域に与える被害を想定し、被災があった場合、中断した事業をどの程度の時間軸の中で回復させるかが BCP の核を形成することになる。

BCP は 1999 年、英国規格協会が情報セキュリティのコンプライアンスを高めるためのひとつの手段として位置づけられていた。英国では、2006 年に事業継続マネジメントの規格 BS 25999-1 を発行している。これは、BS 25999 規格群へのガイドであり、文書化された事業継続マネジメントシステムを提供している。BS 25999 の適用範囲は、行政機関か民間企業か等を問わず多くの領域で活用されるに至っている。